

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「棚田とエンゼルの里くめなん」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県久米郡久米南町

3. 地域再生計画の区域

岡山県久米郡久米南町の全域

4. 地域再生計画の目標

久米南町は、岡山県のほぼ中央部に位置し、東西約9km、南北約12km、面積約78平方キロメートルで、町の中央部を岡山県三大河川のひとつである旭川の支流、誕生寺川が南流している。人口は約5,600人で過疎化、高齢化などから、ゆるやかに減少の傾向にある。

町では「豊かで住みよい町づくり」を基本目標に掲げ、さらに「住み続けたい町・住んでよかった町」をスローガンとして各種の施策を進めている。とりわけ、水環境の整備保全是喫緊の課題としてとらえ公共下水道、浄化槽の整備など生活排水対策の面から積極的に取り組んでいる。

平成3年度からは合併処理浄化槽設置補助事業、平成11年度からは公共下水道事業を着手した。平成17年度には地域再生計画の認定を受け、平成21年度までの5ヶ年間、地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を受けて、合併処理浄化槽と公共下水道を有効に組合わせて整備を進めた。その結果、計画期間中に汚水処理人口普及率は約34%向上し、生活排水による公共用水域の水質改善が大きく進展したが、生活様式や水利用の形態の変化などによって、なお一層の改善を求められる状況となった。

今後は、更なる汚水処理人口普及率の向上を図り、豊かな里山と棚田に囲まれて住む人が真に豊かさを実感でき、そこに住み続けたいと思う町を作り、過疎、高齢化の流れに抗して行きたい。

また、これら事業により下流の旭川の水質保全、更には瀬戸内海の水質保全にも寄与することも併せて目的とするものである。

（目標）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を68.1%から84.4%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町の生活排水処理については、地形的な面も考慮しつつ、ある程度の家屋の集中が

見られ、今後の開発も見込まれる地区については、整備効率が良く、整備効果の発現の確実な公共下水道による集中処理方式とする。また、家屋が散在し人口の集中の希薄な山間部などでは処理性能が確実でコストも低廉な合併処理浄化槽による個別処理方式を採用する。このように公共下水道と合併処理浄化槽を効果的に組み合わせ同時に整備を進めることにより、短期間により少ない事業費で町全体の汚水処理人口普及率を大幅に向上させることが可能となる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道事業・・・平成22年3月に事業認可（予定）

[事業主体]

- ・久米南町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 久米南町南庄、里方、山ノ城地区
- ・浄化槽 久米南町全域（公共下水道計画区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成24年度
- ・浄化槽 平成22年度～平成26年度

[事業量]

- ・公共下水道 交付金対象事業 φ150～φ200 12,500m
単独事業 φ150 1,500m
終末処理場処理槽増設 800m³/日 1池
- ・浄化槽（個人設置型） 50基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	770人
浄化槽	138人

[事業費]

- ・公共下水道
交付金対象事業費 1,208,700千円（うち交付金 623,285千円）
単独事業費 94,000千円
- ・浄化槽（個人型） 20,424千円
（うち、交付金 6,808千円）
- ・合計
事業費 1,229,124千円（うち、交付金 630,093千円）

単独事業費 94,000千円

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、「棚田とエンゼルの里くめなん」清流再生のため以下の事業を併行かつ継続して実施するものとする。

・地域住民への周知、啓発

地域住民に対し、インターネット、広報紙などを活用して事業の情報を提供するとともに、環境保全意識の高揚を図るための各種啓発活動を行う。

・環境交流学习の推進

町内の小中学校および高等学校が連携し、環境意識の高揚を目的に、河川の水質測定、水生生物の調査、発表などの活動を行う。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了時、あるいは計画途中で公共下水道事業及び浄化槽事業担当部署が共同で汚水処理人口など事業効果を示す数値をとりまとめ、必要な評価を行って結果を町広報紙やホームページで公表する。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

該当なし